

指標 11.6.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 11.6.1 都市で生み出された固形廃棄物の総量のうち、定期的に収集され適切に最終処理されたものの割合（都市別）

ターゲット 11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

ゴール 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

定義及び根拠

○ 定義

この指標は、都市で生み出された固形廃棄物のうち、管理された施設で収集・処理される固形廃棄物の割合として定義される。

○ 概念

「固形廃棄物」は、家庭、オフィス、産業及び商業活動によって生み出されたごみ又は廃棄物をいう。

「都市で生み出された固形廃棄物」とは、家庭から発生する廃棄物や、商業施設、産業施設、学校、病院、介護施設、刑務所等の施設並びに、通り、市場、屠殺場、公衆トイレ、バス停、公園、庭園等の公共施設から発生する廃棄物を指す。（ただしし尿、廃油・廃酸・廃アルカリ、鉱物廃棄物を排除する。）

○ 根拠及び解釈

持続可能な都市は、生活水準とその清潔性を向上させるために、すべての固形廃棄物を収集し、適切に管理する必要がある。

データソース及び収集方法

- ・一般廃棄物処理事業実態調査
- ・産業廃棄物排出・処理状況調査

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

$$x = \frac{\text{管理された施設で収集・処理された都市の固形廃棄物}}{\text{都市で生み出された固形廃棄物の総量}} \times 100(\%)$$

管理された施設で収集・処理された都市の固形廃棄物については一般廃棄物処理事業実態調査及び産業廃棄物排出・処理状況調査から把握される処理量からし尿、廃油・廃酸・廃アルカリ、鉱物廃棄物を除いたもの。

都市で生み出された固形廃棄物の総量については、一般廃棄物処理事業実態調査及び産業廃棄物排出・処理状況調査から把握される排出量からし尿、廃油・廃酸・廃アルカリを除いたもの。

○ コメントと限界

違法に処理された廃棄物等、データソースにおいて、地方公共団体で把握されていない廃棄物の量については考慮されていない。

そのため、「管理された施設で収集・処理された都市の固形廃棄物」及び「都市で生み出された固形廃棄物の総量」については同一の数値となる。

データの詳細集計

- ・一般廃棄物と産業廃棄物の種類別排出量・処理量

参考

日本の廃棄物処理

http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/h28/data/disposal.pdf

産業廃棄物排出・処理状況調査

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/sangyo.html>

データ提供府省

環境省

関連政策府省

経済産業省、国土交通省、環境省

担当国際機関

国連人間居住計画（UN-habitat）

国連統計部（UNSD）